

八王子市国民健康保険税減免取扱要綱

平成5年4月1日
施行

改正	平成7年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年7月1日	平成13年7月1日
	平成15年4月1日	平成19年10月5日
	平成20年4月30日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年12月1日
	平成30年4月1日	平成31年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市国民健康保険条例施行規則（昭和34年八王子市規則第3号）第7条第4項の規定に基づき、八王子市国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（減免の要件）

第2条 市長は、次の各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する世帯のうち、その利用し得る資産・能力等の活用を図ったにもかかわらず保険税の支払いが困難と認められる世帯及び第5号の世帯については、納税義務者の申請により、保険税を減免することができる。ただし、地方税法第717条の規定により普通徴収に限る。

- (1) 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅・家財等資産に重大なる被害を受けた世帯（以下「災害世帯」という。）
- (2) 生活保護法の規定により保護を受けることとなった世帯（以下「生活保護世帯」という。）
- (3) 失業・休廃業・疾病・負傷その他特別の理由により、収入が皆無、又は著しく減少した世帯（以下「生活困窮世帯」という。）
- (4) 国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する世帯（以下「在監等に該当する世帯」という。）
- (5) 八王子市国民健康保険条例第31条第2項本文に規定する該当する者（以下「旧被扶養者」という。）の属する世帯

- (6) その他、市長が特別の事情があると認める世帯

（減免認定）

第3条 前条に規定する減免世帯の認定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害世帯に対する減免

消防署等の発行する罹災証明書により確認する。

- (2) 生活保護世帯に対する減免

保護開始決定通知書等により確認し認定する。

- (3) 生活困窮世帯に対する減免

基準生活費が納税義務者の属する世帯の実収月額を超えた場合とする。

ア 実収月額とは、給与収入の場合は、当該世帯の世帯員の基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額に恩給、年金、家賃、間代、仕送り、その他の収入を加えた額から、所得税、住民税、健康保険料（船員保険及び共済組合等の保険料を含む。ただし、国民健康保険税は除く。）、厚生年金保険料、雇用保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額とする。

また、事業収入の場合は、売上金、家賃、間代、損料、農業収入、恩給、年金及び仕送り、その他の収入等の総収入額から、収入上必要な経費として、材料費、仕入代、交通費、諸税、その他の経費等の合計額を控除した額とする。

イ 基準生活費は、生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、期末一時扶助、出産扶助、生業扶助、相殺扶助、一時扶助及び放射線加算を除いた各基準額の1.15倍とする。

- (4) 在監等に該当する世帯に対する減免

在監証明書等により確認する。

- (5) 旧被扶養者の属する世帯の減免

(6) その他市長が特別な事情があると認める世帯の減免

(減免額)

第4条 前条で認定した減免世帯に対する減免額は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害世帯に対する減免

減免額については、別表1のとおりとする。減免額の算出は、減免の対象となる期間に減免割合を乗ずる。なお、100円未満の端数については切り捨てとする。

(2) 生活保護世帯に対する減免

減免額は対象額の全額とする。

(3) 生活困窮世帯に対する減免

減免額は、月額に換算した保険税とし、3か月以内を限度とする。なお、100円未満の端数については切り捨てとする。

(4) 在監等に該当する世帯に対する減免

減免額は対象額の全額とする。

(5) 旧被扶養者の属する世帯の減免

ア 旧被扶養者の所得割額の全額を免除する。

イ 旧被扶養者の均等割額について、次の割合によりこれを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、5割あるいは7割減額賦課に該当する世帯である場合は適用しない。

(ア) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割

(イ) 減額賦課2割軽減該当者世帯に属する被扶養者：軽減前の額の3割

(6) その他市長が特別な事情があると認める世帯の減免

その他別に定める

(減免の期間)

第5条 保険税の減免期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1号から第4号及び第6号については、申請日以後でその年度末までに納期限の到来するものに限る。

(2) 前条第5号における均等割額の軽減については、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、また、所得割額の減免については当分の間とする。

(内容の審査及び決定)

第6条 市長は、八王子市国民健康保険条例施行規則第7条第1項に規定する申請書が提出された場合には、これらを調査し、必要があれば、申請者に対して、質問又は必要な書類の提出若しくは提示を求め、保険税減免の承認又は不承認を決定する。

(決定通知)

第7条 市長は、前条の減免の承認又は不承認を決定した場合には、第1号様式（様式略）又は第2号様式（様式略）により決定事項を納税義務者に通知する。

(減免の取消し)

第8条 市長は、保険税の減免を受けた納税義務者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、保険税減免の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったと認められる場合

(2) 減免要件に該当しなくなったと認められる場合

(取消通知)

第9条 市長は、前条の規定により取消しの決定をした場合には、ただちに第3号様式（様式略）により、その旨を当該納税義務者に通知する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度分の保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し平成15年度分の保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 30 日から施行し平成 20 年度分の保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し平成 23 年度分の保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 （第4条関係）

損害の程度	前年総所得金額等（世帯全体）	減免額	
		減免対象	減免割合
損害の程度が100分の30以上	500万円以下	減免対象期間の国民健康保険税（申請日以後でその年度末までに納期限の到来する国民健康保険税）	2分の1
	500万円を超え、750万円以下		4分の1
	750万円を超え、1,000万円以下		8分の1
損害の程度が100分の50以上	500万円以下		全額
	500万円を超え、750万円以下		2分の1
	750万円を超え、1,000万円以下		4分の1